

# 令和元（2019）年度栃木県人事行政の運営等の状況

# 目 次

1	人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任用の状況	1
ア	職員数の状況	1
イ	採用・退職者数の状況	1
(2)	職員の給与の状況	2～36
ア	総括	2～4
イ	職員の平均給与月額、初任給等の状況	5～7
ウ	一般行政職の級別職員数等の状況	8～10
エ	職員の手当の状況	10～23
オ	特別職の報酬等の状況	23
カ	職員数の状況	24～25
キ	公営企業職員の状況	26～36
(3)	職員の勤務時間、勤務条件等の状況	37
ア	勤務時間	37
イ	休暇	37
(4)	職員の休業の状況	38～41
ア	自己啓発等休業の状況	38
イ	配偶者同行休業の状況	39
ウ	育児休業等の状況	40
エ	大学院修学休業の状況	41
(5)	職員の分限及び懲戒の状況	42～43
ア	分限処分件数	42
イ	懲戒処分者数	43
(6)	職員のサービスの状況	44
ア	年次休暇の取得状況	44
イ	介護休暇の状況	44
(7)	職員の退職管理の状況	45～46
(8)	職員の研修及び人事評価の状況	46～48
ア	職員研修の状況	46～47
イ	人事評価の状況	47～48
(9)	職員の福祉及び利益の保護の状況	49～51
ア	福利厚生計画の状況	49～50
イ	公務災害・通勤災害認定件数	51
2	人事委員会の業務の状況	
(1)	職員の競争試験及び選考の状況	52～54
ア	競争試験実施状況	52～53
イ	選考考査実施状況	54
(2)	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	55～57
(3)	勤務条件に関する措置要求	57
(4)	不利益処分に関する審査請求	57～58

○栃木県人事行政の運営等の状況の公表

栃木県の人事行政の運営等の状況について、栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年栃木県条例第3号）第4条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和元（2019）年9月27日

栃木県知事 福田 富一

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任用の状況

ア 職員数の状況

区 分	職員数（人）						比 較 H26 → H31
	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	
一般行政部門	4,328	4,312	4,297	4,311	4,304	4,291	△ 37
教育部門	15,354	15,264	15,148	15,102	15,054	14,960	△ 394
警察部門	3,743	3,791	3,813	3,849	3,878	3,878	135
公営企業部門	831	829	533	529	448	466	△ 365
合 計	24,256	24,196	23,791	23,791	23,684	23,595	△ 661

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含む。

※2 一般行政部門は、知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいう。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいう。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいう。

※5 公営企業部門は、企業局・病院・下水道管理事務所等に勤務する職員をいう。

イ 採用・退職者数の状況

(ア) 採用者数の状況

区 分	平成30年度採用者数（人）			
	試験採用	選考採用	再任用	計
一般職員	224	76	44	344
教育職員		560	299	859
警察職員	125	35	31	191
合 計	349	671	374	1,394

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいう。

※2 教育職員とは、教員、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

※3 警察職員とは、警察官をいう。

(イ) 退職者数の状況

区 分	平成30年度退職者数（人）				
	定年	早期	再任用満了	その他	計
一般職員	168	41	55	132	396
教育職員	466	105	294	106	971
警察職員	46	7	11	85	149
合 計	680	153	360	323	1,516

※ その他とは、普通退職や死亡退職等の退職者数をいう。

(2) 職員の給与の状況

ア 総括

(ア) 人件費の状況 (平成30(2018)年度普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)H29年度 の人件費率
H30 年度	人 1,977,532	千円 739,217,289	千円 4,660,376	千円 222,557,400	% 30.1	% 30.1

(参考) 人件費の内訳 教育費 149,568,103 千円

警察費 33,213,167 千円

上記以外 39,776,130 千円

(注) 1 人件費には、職員の給与、特別職の給与、年金等を含む。

2 普通会計は、一般会計と特別会計(県営林事業特別会計等)を合算したものである。

(イ) 職員給与費の状況 (平成30(2018)年度普通会計決算)

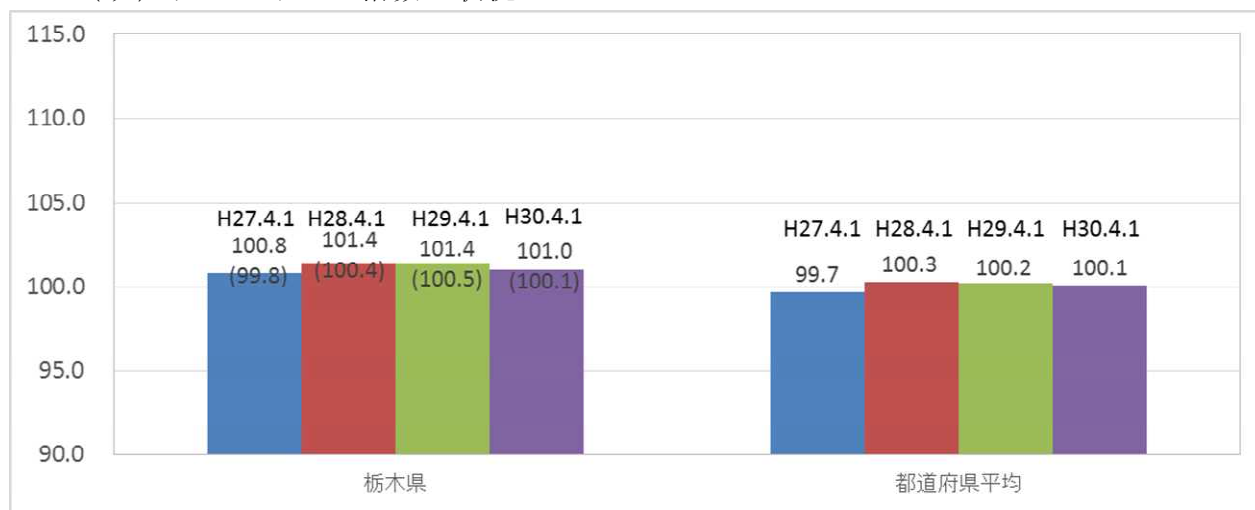
区分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人 当たり給与 費 B/A	(参考)都道府 県平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 23,291	千円 103,094,290	千円 19,518,970	千円 42,570,836	千円 165,184,095	千円 7,092	千円 7,174

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成31(2019)年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)及び教育委員会期限付職員の給与費が含まれているが、職員数には当該職員を含んでいない。

(ウ) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(エ) 給与改定の状況（平成30(2018)年4月1日現在）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
H30 年度	円 373,701	円 372,914	787 円 (0.21%)	% 0.20	% 0.20	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
H30 年度	月 4.44	月 4.40	月 0.04	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(オ) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27(2015)年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、給料表水準を平均2%引下げ、1級の全号給及び2級の初号から12号給までは引下げなし。3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における公民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30(2018)年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。また、40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の観点から5級及び6級にそれぞれ8号給の増設。

② 地域手当の見直し

(支給割合)

国基準では、宇都宮市・大田原市・下野市・野木町6%、鹿沼市・小山市・栃木市・真岡市3%のところ、全県一律3.5%を支給。

(実施時期)

平成27(2015)年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27(2015)年4月1日時点は2.9%、給与改定後は平成27(2015)年4月に遡及し3.2%を支給。平成28(2016)年4月1日時点は3.3%、給与改定後は平成28(2016)年4月に遡及し3.45%を支給。平成30(2018)年4月1日時点は3.45%、給与改定後は平成30(2018)年4月に遡及し3.5%を支給。

(参考)

区 分	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年 度の支給 割合	平成 29 年 度の支給 割合	平成 30 年 度の支給 割合
		4 月 1 日時点	遡及改定後			
国基準に よる支給 割合	宇都宮市 6 % (旧河内町)(3 %)	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
	大田原市 3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %
	野木町 3 %	4 %	5 %	6 %	6 %	6 %
	鹿沼市 3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
	小山市 3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
	下野市 0 %	2 %	4 %	6 %	6 %	6 %
	栃木市 0 %	1 %	2 %	3 %	3 %	3 %
	真岡市 0 %	1 %	2 %	3 %	3 %	3 %
栃木県の 支給割合	県内一律 2.5 %	2.9 %	3.2 %	3.45 %	3.45 %	3.5 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成 27(2015)年 4 月 1 日実施)

(カ) 特記事項

① 平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 12 月 8 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 20%、副知事は 15%、常勤監査委員及び教育長は 10%の減額措置を実施。

平成 28(2016)年 12 月 9 日から令和 2(2020)年 12 月 8 日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は 10%、副知事は 7%、常勤監査委員及び教育長は 5%の減額措置を実施。

② 平成 23(2011)年 4 月 30 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ 5%の減額措置を実施。

③ 平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの間、県の一般職の職員の給料月額について、5%の減額措置を実施。

④ 平成 25(2013)年 7 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、国の要請を踏まえた減額措置の取組として、給料表及び職務の級ごとに、4.7%、7.7%、9.7%の減額措置を実施。

イ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(ア) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31(2019)年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	42.9 歳	332,451 円	407,187 円	364,348 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
都道府県平均	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与 月額(国比較 ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
栃木県	53.5 歳	229 人	343,741 円	388,222 円	368,134 円	—	—	—	—
うち用務員	55.7 歳	65 人	345,752 円	387,469 円	368,551 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.88
うち電話交手	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち自動車 運転手	54.9 歳	67 人	356,092 円	401,863 円	380,397 円	自家用乗 用自動車 運転者	55.1 歳	226,700 円	1.77
うちその他	51.1 歳	97 人	333,863 円	379,304 円	359,384 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	— 円	328,637 円	—	—	—	—
都道府県平均	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
栃木県	—	—	
うち用務員	6,419,757円	2,808,700円	2.29
うち自動車運転手	6,631,441円	3,067,600円	2.16
うちその他	—	—	

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。  
(平成27(2015)年～平成29(2017)年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※ 技能労務職員の「その他」は、用務員、電話交換手及び自動車運転手以外の職員で、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業試験場等の農作業）、畜産労務（畜産酪農研究センターの飼養管理業務）等に従事する職員である。

③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	45.0 歳	380,676 円	436,252 円
都道府県平均	44.8 歳	375,279 円	440,397 円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	43.5 歳	366,881 円	413,059 円
都道府県平均	43.0 歳	361,178 円	419,034 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
栃木県	37.6 歳	322,532 円	418,113 円	351,306 円
国	41.3 歳	317,397 円	—	374,941 円
都道府県平均	38.4 歳	320,732 円	456,228 円	368,727 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成31(2019)年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(イ) 職員の初任給の状況(平成31(2019)年4月1日現在)

区 分		栃 木 県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	150,700 円	—
	中学卒	138,000 円	—
高等学校教育職	大学卒	209,100 円	—
	高校卒	164,100 円	—
小・中学校教育職	大学卒	209,100 円	—
	高校卒	164,100 円	—
警 察 職	大学卒	214,100 円	209,700 円
	高校卒	181,700 円	171,200 円



(ウ) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成31(2019)年4月1日現在）

区 分		経験年数5年	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	226,121円	271,442円	321,570円	361,212円	385,520円	402,139円
	高校卒	195,500円	234,013円	281,317円	315,671円	352,441円	373,445円
技能労務職	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	295,100円	330,491円
	中学卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
高等学校教育職	大学卒	270,840円	315,192円	359,619円	404,535円	424,521円	434,471円
	高校卒	219,856円	254,904円	該当なし	304,651円	360,915円	387,435円
小・中学校教育職	大学卒	273,062円	317,328円	363,055円	391,533円	414,407円	422,108円
	高校卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
警察職	大学卒	257,113円	291,173円	345,734円	388,569円	409,242円	410,850円
	高校卒	227,488円	264,841円	300,325円	347,468円	389,383円	408,314円

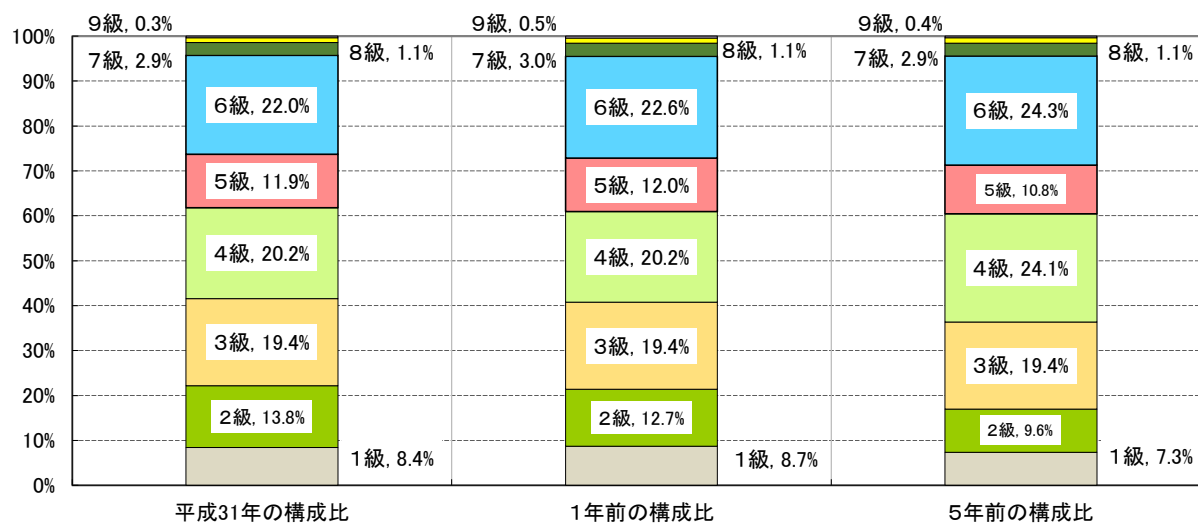
ウ 一般行政職の級別職員数等の状況

(ア) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31(2019)年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	394人	8.4%	144,100円	247,600円
2級	主事、技師	646人	13.8%	194,000円	304,200円
3級	主任、主査	908人	19.4%	230,000円	350,000円
4級	係長	947人	20.2%	263,000円	381,000円
5級	副主幹	559人	11.9%	288,900円	393,000円
6級	課長補佐、課長	1,032人	22.0%	319,200円	410,200円
7級	課長	134人	2.9%	362,900円	444,900円
8級	次長	52人	1.1%	408,100円	468,600円
9級	部長	16人	0.3%	458,400円	527,500円

(注) 1 栃木県の職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）に基づく給料表の級区分による職員数である。

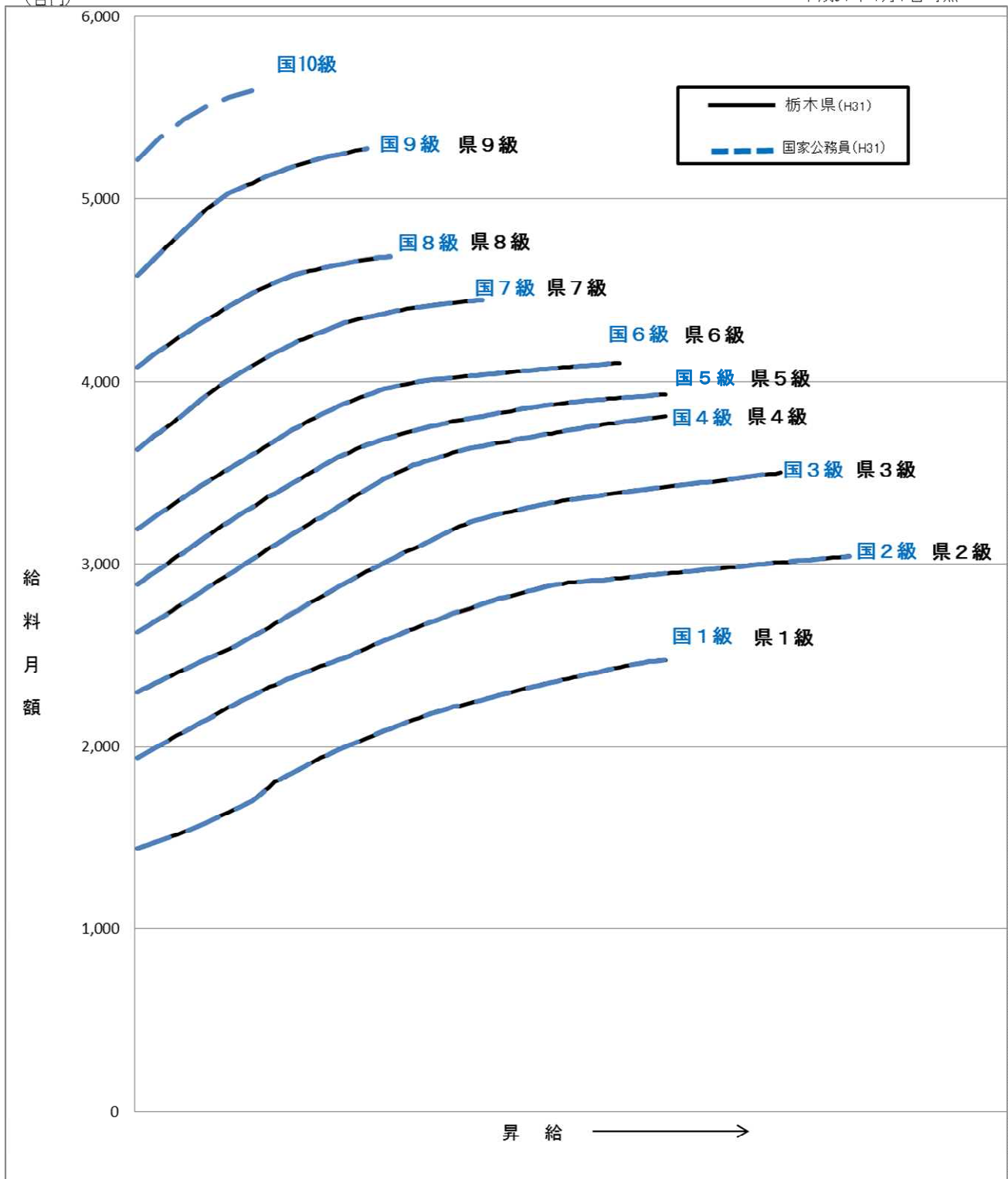
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(イ) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (平成31(2019)年4月1日現在)

(百円)

平成31年4月1日時点



(ウ) 昇給への人事評価の活用状況 (栃木県)

平成 30(2018)年 4 月 2 日から平成 31(2019)年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

エ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

栃 木 県				国			
1人当たり平均支給額 (H30(2018)年度) 1,737千円				—			
(H30年度支給割合)				(H30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.225月分 (0.65)月分	0.90月分 (0.425)月分		6月期	1.225月分 (0.65)月分	0.90月分 (0.425)月分	
12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.95月分 (0.475)月分		12月期	1.375月分 (0.80)月分	0.95月分 (0.475)月分	
計	2.60月分 (1.45)月分	1.85月分 (0.90)月分		計	2.60月分 (1.45)月分	1.85月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%				・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15~22%				・管理職加算 10~25%			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（栃木県）

平成 30(2018)年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（イ）退職手当（平成31(2019)年4月1日現在）

栃 木 県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額（H30(2018)年度）					
教育職	347千円	22,167千円			
警察職	1,934千円	21,842千円			
上記以外	926千円	22,203千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (ウ) 地域手当 (平成 31(2019)年 4 月 1 日現在)

支給実績 (H30年度決算)		3,859,043千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H30年度決算)		150,421円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
宇都宮市	3.5%	8,676人	6.0%
栃木市	3.5%	1,832人	3.0%
鹿沼市	3.5%	1,248人	3.0%
小山市	3.5%	1,377人	3.0%
真岡市	3.5%	1,006人	3.0%
大田原市	3.5%	1,016人	6.0%
下野市	3.5%	576人	6.0%
野木町	3.5%	147人	6.0%
上記以外の県内市町村	3.5%	7,599人	0.0%
東京都特別区	20.0%	27人	20.0%
仙台市	6.0%	0人	6.0%
横浜市	16.0%	1人	16.0%
さいたま市	15.0%	3人	15.0%
千葉市	15.0%	1人	15.0%
大阪市	16.0%	3人	16.0%
広島市	10.0%	0人	10.0%
医師又は歯科医師	16.0%	83人	16.0%
平均支給率	3.5%	—	3.53%

(注) 1 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていること等を踏まえ、勤務地域による格差は設けずに県内一律で支給することとしている。

## (エ) 特殊勤務手当 (平成31(2019)年 4 月 1 日現在)

## ① 支給実績等

支給実績 (H30(2018)年度決算)	1,411,144千円
内訳 教育費	878,138千円
警察費	396,180千円
上記以外	136,826千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (H30(2018)年度決算)	94,619円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H30(2018)年度)	64.0%
手当の種類 (H30(2018)年度手当数)	26
手当の種類 (H31(2019)年度手当数)	26

② 手当の内容

a 一般行政職（技能労務職を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	本庁（税務課）又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	37,419千円	（日額）750円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センターに勤務する職員	・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ・家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業	6千円	（日額）330円 （ただし、口蹄疫のまん延を防止するために行う牛のと殺又は豚コレラのまん延を防止するために行う豚のと殺の作業に従事した場合） 660円
教務手当	衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、県中央産業技術専門校又は農業大学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	34,512千円	（月額）給料月額の2.5%～10% 支給限度額 16,000円～31,500円 （1月）
	消防学校に勤務する職員		66千円	本務外 （1時間）300円 支給限度額 6,000円（1月）
	窯業技術支援センターに勤務する職員		401千円	（日額）380円
			174千円	（1時間）150円 支給限度額 6,000円（1月）
放射線取扱手当	産業技術センターに勤務する職員	金属物のエックス線撮影	74千円	（日額）280円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所、障害者総合相談所又はとちぎ男女共同参画センターに勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	11,705千円	（日額）750円 （夜間通報対応1回） 750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課等に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	2,947千円	（日額） 430円～1,050円 （1時間） 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	障害福祉課、健康福祉センター、岡本台病院に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務又は精神障害者の移送業務	677千円	（日額） 450円～1,130円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
廃棄物処理施設の検査業務等に 従事する職員の 特殊勤務手当	環境保全課、廃棄物対策 課、環境森林事務所等に 勤務する職員	し尿処理施設又は産業廃棄物 処理施設の検査業務その他の 廃棄物の適正な処理の確保の ための業務	214千円	(日額) 280円～750円
特殊現場作業に 従事する職員の 特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する 職員	特殊な現場における調査、測 量、監督又は検査等の作業	873千円	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業 に従事する職員 の特殊勤務手当	畜産酪農研究センター等 に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	361千円	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発 物及び特殊薬品 取扱作業等に従 事する職員の特 殊勤務手当	林業センター、農業試験 場、畜産酪農研究センタ ー等に勤務する職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊 薬品を取り扱う作業又は人体 に有害な物質の発生を伴う作 業	1,325千円	(日額) 230円～750円
狂犬病予防業務 等に従事する職 員の特殊勤務手 当	動物愛護指導センター又 は健康福祉センターに勤 務する職員	狂犬病予防業務等	1千円	(日額) 340円
夜間業務手当	岡本台病院に勤務する看 護師等	正規の勤務時間による勤務の 一部又は全部が深夜(午後10 時後翌日の午前5時前の間を いう。)において行われる業務	34,954千円	(勤務1回) 2,150円～7,300円 加算額 (勤務1回) 380円～1,140円
道路上作業に従 事する職員の特 殊勤務手当	土木事務所等に勤務する 職員	道路上において交通遮断する ことなく行う作業又は道路の 除雪作業	3,882千円	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉 業務に従事する 職員の特殊勤務 手当	土木事務所等に勤務する 職員	用地取得又は土地改良事業の 施行に伴う換地のための交渉 業務	7,139千円	(日額) 750円
公共土木施設災 害応急作業に従 事する職員の特 殊勤務手当	土木事務所等に勤務する 職員	豪雨等異常な自然現象により 重大な災害が発生し、若しくは 発生するおそれのある河川の 堤防等における巡回監視又は 応急作業等	16千円	(日額) 350円～800円
原子力事業所敷 地内等作業手当		次の区域における作業 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困 難区域、居住制限区域等)	80千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～ 40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～ 6,600円 ②屋内 660円～1,330円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
大田原土木事務所 に勤務する職員 の特殊勤務手 当	大田原土木事務所に勤務 する職員	塩那道路の各基点から行程25 キロメートル(供用開始区間を 除く。)以上の運転業務	0千円	12月から翌月4月 までの間 (日額) 660円 上記以外 (日額) 280円
土木事務所に勤 務する職員の特 殊勤務手当	土木事務所に勤務する職 員	夜間(日没時から日出時までの 間をいう。)、早朝(午前8時 30分前をいう。)又は暴風雪警 報若しくは大雪警報の発令下 における除雪用の大型特殊自 動車を操作する道路の除雪作 業	0千円	(日額) 710円～940円

b 教育職（県立学校の事務職等を含む。）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員（通信教育の指導を本務とする職員を除く。）	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	0千円	1の業務に従事 (1時間)600円 2の業務に従事 (1点)70円 支給限度額 4,200円(1月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務	1,297千円	1及び2の業務に従事 (1時間)1,300円 支給限度額 41,600円(1月)
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん剤の撒布の実地指導又はその作業	2千円	(日額)230円
多学年学級担当手当	小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	1,048千円	(日額)290円
教員特殊業務手当	市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級、2級又は特2級のもの	次に掲げる業務(当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。) 1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	739,448千円	1の業務に従事 (日額) 7,500円～ 16,000円 2及び3の業務に従事 (日額)5,100円 4の業務に従事 (日額) 1,800円～ 3,600円

<p>教育業務連絡指導手当</p>	<p>市町村立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する主任等（教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。）</p>	<p>当該担当に係る業務</p>	<p>136,343千円</p>	<p>（日額）200円</p>
-------------------	---	------------------	------------------	-----------------

c 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
教務手当(再掲)	警察学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	180千円	(日額) 280円
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務	121,184千円	(日額) 560円
		2 交通取締用自動二輪車運転業務		
		3 高速道路における交通取締用自動車(2に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	2,970千円	(日額) 460円
		4 交通取締用自動車(2及び3に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	14,602千円	(日額) 420円
		5 被留置者看守及び管理業務	9,838千円	(日額) 260円
		6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務	4,259千円	(日額) 310円
		7 青少年補導業務	47千円	(日額) 280円
		8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務	9,496千円	(日額) 320円～560円
		9 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	52,722千円	(日額) 340円
		10 運転免許路上試験業務	110千円	(日額) 280円
		11 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	111千円	(日額) 840円～1,680円
		12 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しようその他の警衛業務	206千円	(日額) 370円
		13 護衛等業務	658千円	(日額) 640円～ 1,150円
		14 山岳遭難者救助業務	142千円	(日額) 840円
		15 被疑者護送業務	6,548千円	(日額) 310～570 円
		16 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	0千円	(日額) 250円～ 4,600円
		17 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	0千円	(日額) 820円～ 1,640円
		18 交通事件又は交通事故に係る道路上の捜査業務	14,926千円	(日額) 560円～ 1,260円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	19 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	89,795千円	(勤務1回) 410円～1,100円
		20 死体取扱業務	53,574千円	(1件) 1,600円～ 3,200円
		21 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼び出しを受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	3,285千円	(勤務1回) 1,240円
		22 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	68千円	(1件) 5,200円
		23 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	0千円	(1時間) 310円～1,500円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務および航空機に搭乗して行う業務	5,835千円	(日額) 430円～1,050円 (1時間) 1,900円～5,100円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当(再掲)	警察職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	0千円	(日額) 230円～750円
原子力事業所敷地内等作業手当(再掲)	警察職員	次の区域における作業 1 福島原発の敷地 2 福島原発の周辺区域(帰宅困難区域、居住制限区域等)	5,626千円	(日額) 1 ①免震重要棟外 13,300円～ 40,000円 ②免震重要棟内 3,300円 2 ①屋外 3,300円～6,600円 ②屋内 660円～1,330円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (H30(2018)年度決算)	3,852,599千円
職員1人当たり平均支給年額 (H30(2018)年度決算) ※ (※=支給実績/H30年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	151千円
支給実績 (H29(2017)年度決算)	3,930,393千円
職員1人当たり平均支給年額 (H29(2017)年度決算) ※ (※=支給実績/H29年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	147千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成30(2018)年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

## (カ) その他の手当 (平成31(2019)年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (H30年度決算)	
				千円	円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1) 配偶者(月額) 6,500円 ※1 行政職8級相当職員は3,500円、行政職9級相当職員は3,500円、令和2年度以降は支給なし (2) 子(月額) 10,000円 ※2 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算 (3) 配偶者・子以外(月額) 6,500円 ※1のとおり	同じ	—	千円 2,348,013	円 237,029
住居手当	自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1) 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 (2) 家賃23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2 (最高限度額 27,000円)	同じ	—	千円 1,238,181	円 267,947
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給 (1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金の2分の1を支給 (2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて (月額) 2,000円 ~ 54,990円 (3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場利用の場合、利用料金の2分の1を支給(月額3千円を限度)	異なる	国の制度 (1) 交通機関等利用職員 全額支給限度額 1ヶ月当たり 55,000円 (2) 交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ~ 31,600円 (3) 交通機関等との併用者 駐車場代支給なし	千円 2,682,584	円 113,650

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	
				(H30年度決算)	
				千円	円
給料の特別調整額 (管理職手当)	管理又は監督の地位にある職員に支給 支給額(月額) 43,000円～130,300円	同じ	—	1,270,213	688,090
初任給調整手当	医師、歯科医師もしくは看護師で採用が困難であると認められる職に採用された職員又は特殊な専門的知識を必要とし、採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給 医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間、それぞれ採用の日から1年を経過するごとに減額 支給額(月額) (1)医師又は歯科医師 414,800円以内 (2)看護師 10,000円以内 (3)その他 2,500円以内	異なる	国の制度 (2)支給なし	千円 96,031	円 1,391,759
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給 基礎額(月額) 30,000円 加算額(月額) 8,000円～70,000円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合、距離に応じて加算)	同じ	—	千円 26,828	円 348,416
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所(特地事務所)に勤務する職員に支給 支給額＝ 特地勤務手当基礎額×支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100	同じ	—	千円 1,642	円 328,381
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特種勤務手当並びに給料の月額に対する特地勤務手当等、へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	千円 585,463	円 165,853
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に、その勤務した全時間に対して支給 勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数			千円 244,554	円 121,126

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
				(H30年度決算)	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給(勤務1回につき)	同じ	-	千円 645,433	円 215,792
	(1) 一般の宿日直 4,400円				
	(2) 福祉施設等における管理監督 7,400円				
	(3) 試験場等における飼養管理 6,800円				
	(4) 研修施設等における当直 6,400円				
	(5) 医師、歯科医師 21,000円				
管理職員特別勤務手当	(1) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給勤務1回につき 4,000円～12,000円	同じ	-	千円 18,083	円 175,563
	(2) 給料の特別調整額の支給を受ける職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午後5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 勤務1回につき 2,000円～6,000円				
寒冷地手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地域及び職員の世帯区分に応じて支給(11月から翌年3月までの5カ月間)	同じ	-	千円 27,361	円 57,376
	(1) 世帯主である職員 ① 扶養親族あり (月額) 17,800円 ② 扶養親族なし (月額) 10,200円				
	(2) その他の職員 (月額) 7,360円				
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に従事する者に接して、農業、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給	同じ	-	千円 57,399	円 377,623
	普及指導員等(管理職員を除く。) (月額) = 給料月額 × 8%				



手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
				(H30年度決算)	
へき地手当等	へき地学校及びこれに準じる学校に勤務する職員に支給			千円 33,757	円 172,229
	支給額(月額) = 〔給料(教職調整額を含む。)+扶養手当〕×支給割合 支給割合 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% へき地学校に準じる学校 4%				
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校の教育職員に支給			千円 68,547	円 347,955
	(月額) 22,000円～32,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教育職員に支給			千円 150,043	円 336,420
	(月額) 22,000円～32,000円				
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、義務教育学校又は県立学校に勤務する教育職員に支給			千円 974,222	円 64,089
	(月額) 8,000円の範囲内の額				

オ 特別職の報酬等の状況(平成31(2019)年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	知事	1,161,000円	(1,290,000円)	
	副知事	939,300円	(1,010,000円)	
報酬	議長	990,000円		
	副議長	900,000円		
	議長員	830,000円		
期末手当	知事	(平成30(2018)年度支給割合) 3.35月分		
	副知事	(平成30(2018)年度支給割合) 3.35月分		
退職手当	知事	(算定方式) 129万円×在職月数×0.6	(1期の手当額) 37,152千円	(支給時期) 原則として任期ごと。本人の申出により通算も可。
	副知事	101万円×在職月数×0.45	21,816千円	原則として任期ごと。本人の申出により通算も可。

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

カ 職員数の状況

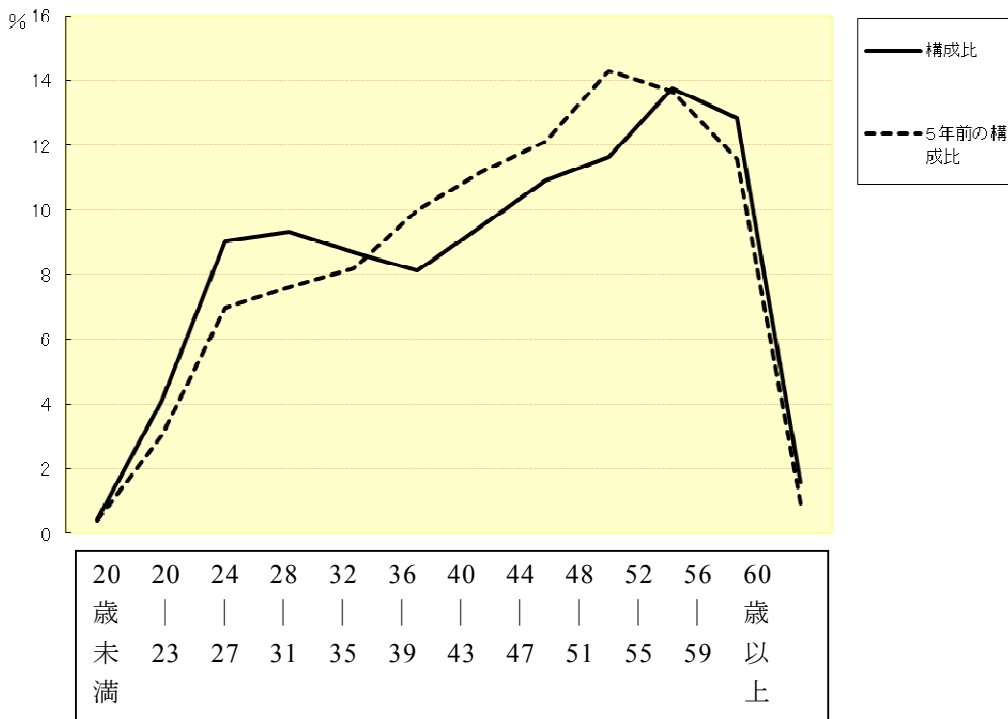
(ア) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	38	36	△ 2	業務執行体制の見直し
		総 務	569	578	9	業務増
		税 務	303	309	6	業務増
		民 生	351	354	3	業務増
		衛 生	715	678	△ 37	リハビリテーションセンター派遣等の減
		労 働	116	116	0	—
		農 林 水 産	1,062	1,061	△ 1	業務執行体制の見直し
		商 工	222	227	5	業務増
		土 木	928	932	4	業務増
		計	4,304	4,291	△ 13	(参考：人口10万人当たり 職員数 217.14 人)
	教育部門	15,054	14,960	△ 94	児童・生徒数の減	
	警察部門	3,878	3,878	0	—	
	小 計	23,236	23,129	△ 107	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,170.42 人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	病 院	310	331	21	地域枠医師等の増	
	水 道	26	26	0	—	
	下 水 道	23	22	△ 1	業務執行体制の見直し	
	そ の 他	89	87	△ 2	業務執行体制の見直し	
	小 計	448	466	△ 18		
合 計		23,684 [26,758]	23,595 [26,758]	△ 89	(参考：人口10万人当たり職員数 1,194.01 人)	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 教育部門には、教育長を含まない。

(イ)年齢別職員構成の状況（平成31(2019)年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	93人	969人	2,231人	2,276人	2,074人	1,981人	2,062人	2,559人	2,700人	3,104人	3,105人	441人	23,595人

(ウ)職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	4,328	4,312	4,297	4,311	4,304	4,291	△37(99.1%)
教育	15,353	15,264	15,148	15,102	15,054	14,960	△393(97.4%)
警察	3,743	3,791	3,813	3,849	3,878	3,878	135(103.6%)
普通会計計	23,424	23,367	23,258	23,262	23,236	23,129	△295(98.7%)
公営企業等会計	831	829	533	529	448	466	△365(56.1%)
総合計	24,255	24,196	23,791	23,791	23,684	23,595	△660(97.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(教育部門には教育長を含まない。)

キ 公営企業職員の状況

(ア) 電気事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)H29年度の 総費用に占める 職員給与費比率
H30 年度	千円 1,743,368	千円 318,641	千円 395,979	% 22.7	% 22.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費26,366千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 48	千円 197,142	千円 46,838	千円 84,461	千円 326,441	千円 6,801	千円 6,867

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成31(2019)年3月31日現在の人数である。  
 3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成29(2017)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31(2019)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	43.9 歳	364,846 円	566,738 円
団 体 平 均	44.6 歳	369,164 円	583,211 円
事 業 者	— 歳		— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成30(2018)年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県 (一般行政職)
1人当たり平均支給額 (H30年度) 1,760 千円	1人当たり平均支給額 (H30年度) 1,737 千円
(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成31(2019)年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額(H30年度)			1人当たり平均支給額(H30年度)		
－千円 11,261千円			926千円 22,203千円		

- (注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		7,237 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		150,762 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	48人	3.5%

d 特殊勤務手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		2,391 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		64,616 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（H30年度）		77.1 %		
手当の種類（H31手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
発電施設管理 業務手当	出先機関に勤務 する職員	発電施設の運転、巡視、点検、 ダムの操作等	2,370千円	1日500円 ～1,000円
危険手当	本庁に勤務する 職員	坑内作業、高圧接近作業等	21千円	1日280円
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	0千円	1日750円

e 時間外勤務手当

支給実績(H30年度決算)	8,334 千円
職員1人当たり平均支給年額(H30年度決算)	194 千円
支給実績(H29年度決算)	10,976 千円
職員1人当たり平均支給年額(H29年度決算)	249 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30(2018)年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31(2019)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H30年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	3,848千円	769,680円
扶養手当				5,773千円	199,052円
住居手当				1,612千円	230,243円
通勤手当				12,447千円	276,607円
宿日直手当				2,614千円	130,680円
寒冷地手当				583千円	64,733円

(イ) 水道事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)H29年度の 総費用に占める 職員給与費比率
H30 年度	千円 1,637,510	千円 298,494	千円 264,966	% 16.2	% 15.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 27	千円 113,225	千円 25,338	千円 48,736	千円 187,299	千円 6,937	千円 6,870

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成31(2019)年3月31日現在の人数である。  
 3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成29(2017)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31(2019)年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	46.4 歳	368,979 円	578,082 円
団 体 平 均	43.7 歳	363,652 円	571,975 円
事 業 者	— 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成30(2018)年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県		栃木県（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（H30年度） 1,805 千円		1人当たり平均支給額（H30年度） 1,737 千円	
（H30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.9）月分		（H30年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 （1.45）月分 （0.9）月分	
（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%		（加算措置の状況） ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成31(2019)年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）自己都合	応募認定・定年		（支給率）自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 19.6695月分	24.586875月分		勤続20年 19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分	33.27075月分		勤続25年 28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年 39.7575月分	47.709月分		勤続35年 39.7575月分	47.709月分	
最高限度額 47.709月分	47.709月分		最高限度額 47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置 応募認定退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額(H30年度) —千円 5,699千円			1人当たり平均支給額(H30年度) 926千円 22,203千円		

（注）1 栃木県の1人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		4,174 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		154,609 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	27人	3.5%

d 特殊勤務手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		790 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		46,212 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H30年度）		63.0 %	
手当の種類（H31年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算 左記職員に対する 支給単価
水道施設管理 業務手当	出先機関に勤務 する職員	水道施設の巡視、点検、水質検 査等	790千円 1日500円 ～750円
危険手当	本庁に勤務する 職員	坑内作業、高圧接近作業等	0千円 1日280円

e 時間外勤務手当

支給実績(H30年度決算)	3,765千円
職員1人当たり平均支給年額(H30年度決算)	171千円
支給実績(H29年度決算)	4,719千円
職員1人当たり平均支給年額(H29年度決算)	215千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30(2018)年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31(2019)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H30年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	3,898千円	779,520円
扶養手当				2,150千円	143,333円
住居手当				1,288千円	321,900円
通勤手当				8,487千円	314,335円
寒冷地手当				786千円	78,560円

(ウ) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)H29年度の 総費用に占める 職員給与費比率
H30 年度	千円 517,722	千円 128,491	千円 45,517	% 8.8	% 6.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 6	千円 23,350	千円 4,011	千円 10,040	千円 37,400	千円 6,233	千円 6,399

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31(2019)年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成29(2017)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。

平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。



② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31(2019)年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	41.0歳	346,518円	519,447円
団体平均	43.9歳	349,728円	533,622円
事業者	—歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成30(2018)年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃木県	栃木県（一般行政職）
1人あたり平均支給額（H30年度） 1,673千円	1人あたり平均支給額（H30年度） 1,737千円
(H30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(H30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.85月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成31(2019)年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人あたり平均支給額(H30年度) —千円 2,686千円			1人あたり平均支給額(H30年度) 926千円 22,203千円		

- (注) 1 栃木県の1人あたり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県（一般行政職）の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		844千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（H30年度決算）		140,612円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	6人	3.5%

d 特殊勤務手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		142 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		47,167 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（H30年度）		50.0 %		
手当の種類（H31年度手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
水道施設管理 手当	出先機関に勤務 する職員	工業用水道施設の巡視、点 検等	142千円	1日500円 ～750円
危険手当	本庁に勤務する 職員	坑内作業、高圧接近作業等	0千円	1日280円

e 時間外勤務手当

支給実績(H30年度決算)	1,077 千円
職員1人当たり平均支給年額(H29年度決算)	179 千円
支給実績(H29年度決算)	1,474 千円
職員1人当たり平均支給年額(H29年度決算)	246 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30(2018)年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31(2019)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単 価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H30年度決算)
扶養手当	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	756千円	252,000円
住居手当				570千円	285,000円
通勤手当				623千円	103,837円

(エ) 用地造成事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)H29年度の 総費用に占める 職員給与費比率
H30 年度	千円 1,216,142	千円 46,014	千円 71,053	% 5.8	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費49,490千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 12	千円 49,742	千円 11,264	千円 21,417	千円 82,423	千円 6,869	千円 7,109

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成31(2019)年3月31日現在の人数である。

3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成29(2017)年度の値である。

b 特記事項

平成 25(2013)年 7 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1 総括(6) 特記事項④の内容と同一である。

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日までの間、給料月額を 5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成31(2019)年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃 木 県	44.3 歳	365,200 円	572,381 円
団 体 平 均	44.3 歳	383,508 円	595,650 円
事 業 者	— 歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成30(2018)年 4 月 1 日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃 木 県	栃木県（一般行政職）
1 人当たり平均支給額（H30年度） 1,785 千円	1 人当たり平均支給額（H30年度） 1,737 千円
(H30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(H30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成 31(2019)年 4 月 1 日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 応募認定退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額(H30年度)			1人当たり平均支給額(H30年度)		
	—千円	1,640千円		926千円	22,203千円

- (注) 1 栃木県の 1 人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県（一般行政職）の 1 人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		1,858 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		154,827 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	12人	3.5%

d 特殊勤務手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		4 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		1,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（H30年度）		25.0 %		
手当の種類（H31年度手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	4千円	1日750円
危険手当		坑内作業、高圧接近作業等	0千円	1日280円

e 時間外勤務手当

支給実績(H30年度決算)	3,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(H30年度決算)	392 千円
支給実績(H29年度決算)	4,045 千円
職員1人当たり平均支給年額(H29年度決算)	506 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30(2018)年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31(2019)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H30年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	2,353千円	784,400円
扶養手当				989千円	164,750円
住居手当				591千円	197,000円
通勤手当				1,940千円	161,668円

(オ) 施設管理事業

① 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与費比率 B/A	(参考)H29年度の 総費用に占める 職員給与費比率
H30 年度	千円 401,713	千円 30,717	千円 193,517	% 48.2	% 42.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H30 年度	人 14	千円 63,601	千円 15,132	千円 28,636	千円 107,369	千円 7,669	千円 7,367

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数は、平成31(2019)年3月31日現在の人数である。  
 3 (参考) 都道府県平均1人当たり給与費は、平成29(2017)年度の値である。

b 特記事項

平成25(2013)年7月1日から平成26(2014)年3月31日までの間、国の要請を踏まえ給料月額を減額した。なお、減額措置の内容は、1総括(6)特記事項④の内容と同一である。  
 平成22(2010)年4月1日から平成25(2013)年3月31日までの間、給料月額を5%減額した。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成31(2019)年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	45.2歳	402,816円	639,104円
団体平均	43.5歳	393,595円	607,873円
事業者	—歳		円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 団体平均は、平成30(2018)年4月1日現在における値である。  
 3 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H30年度) 2,045 千円		1人当たり平均支給額 (H30年度) 1,737 千円	
(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分		(H30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成31(2019)年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）自己都合	勤続20年	19.6695月分	（支給率）自己都合	勤続20年	19.6695月分
応募認定・定年	勤続25年	28.0395月分	応募認定・定年	勤続25年	28.0395月分
	勤続35年	39.7575月分		勤続35年	39.7575月分
	最高限度額	47.709月分		最高限度額	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
応募認定退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額(H30年度)			1人当たり平均支給額(H30年度)		
		一千円			926千円
		10,655千円			22,203千円

- (注) 1 栃木県の1人当たり平均支給額は、平成30(2018)年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）			2,426 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）			173,272 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	3.5%	14人	3.5%

d 特殊勤務手当（平成31(2019)年4月1日現在）

支給実績（H30年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（H30年度）		— %		
手当の種類（H31年度手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 H30年度決算	左記職員に対する 支給単価
危険手当	全職員	坑内作業、高圧接近作業等	0千円	1日280円

e 時間外勤務手当

支給実績（H30年度決算）	4,495 千円
職員1人当たり平均支給年額（H30年度決算）	449 千円
支給実績（H29年度決算）	4,580 千円
職員1人当たり平均支給年額（H29年度決算）	458 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日給を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成30(2018)年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成31(2019)年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (H30年度決算)
給料の特別調整額 (管理職手当)	一般行政職の 制度参照	同じ	なし	4,063千円	1,015,800円
扶養手当				1,646千円	235,143円
住居手当				648千円	324,000円
通勤手当				1,854千円	132,407円

(3) 職員の勤務時間、勤務条件等の状況

ア 勤務時間（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき一週間当たり 38 時間 45 分としており、知事部局に勤務する職員は、一般的に午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなっている。

なお、職務の特殊性又は職場の特殊の必要により、特別の形態で勤務する職員もいる。

イ 休暇（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

区 分	期 間
年次休暇	一の年度において20日
傷病休暇	公務上の傷病又は結核性疾患によるものは1年、その他の傷病によるものは90日（人事委員会規則で定める傷病によるものにあつては180日）を限度
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に、その都度必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間
介護時間	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
組合休暇	職員団体の機関の業務に従事する場合に、一の年度において30日

(4) 職員の休業の状況

ア 自己啓発等休業の状況

(ア) 自己啓発等休業の取得状況 (平成 30 (2018) 年度)

区 分		取得者数	取得状況	
			大学等 課程の履修	国際貢献 活動
一般部門	男性職員			
	女性職員	1		1
教育部門	男性職員			
	女性職員	4	2	2
警察部門	男性職員			
	女性職員			
合 計	男性職員			
	女性職員	1 4		1 2

※ 自己啓発等休業は、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、3 年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修又は国際貢献活動のうち職員として参加することができる制度。給与（給料及び諸手当。以下同じ。）は、自己啓発等休業の期間中は支給されない。

※ 上段は平成 30 (2018) 年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続けている職員の数

(イ) 自己啓発等休業の承認期間の状況 (平成 30 (2018) 年度の新規取得者)

区 分		自己啓発等 休業 取得者数	承認期間		
			1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下
一般部門	男性職員				
	女性職員	1		1	
教育部門	男性職員				
	女性職員				
警察部門	男性職員				
	女性職員				
合 計	男性職員				
	女性職員	1		1	



イ 配偶者同行休業の状況

(ア) 配偶者同行休業の取得状況 (平成 30 (2018) 年度)

区 分		取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
			外国での勤務	個人が業として行う活動	外国の大学における修学	その他
一般部門	男性職員					
	女性職員	1	1			
教育部門	男性職員					
	女性職員	2 1	2 1			
警察部門	男性職員					
	女性職員					
合 計	男性職員					
	女性職員	3 1	3 1			

※ 配偶者同行休業は、地方公務員法第 26 条の 6 の規定に基づき、3 年を超えない範囲内において条例で定める期間、職員が、外国での勤務その他の条例で定める事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために休業をすることができる制度。給与は、配偶者同行休業の期間中は支給されない。

※ 上段は平成 30 (2018) 年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続けている職員の数

(イ) 配偶者同行休業の承認期間の状況 (平成 30 (2018) 年度の新規取得者)

区 分		配偶者同行休業取得者数	承認期間		
			1 年以下	1 年超え 2 年以下	2 年超え 3 年以下
一般部門	男性職員				
	女性職員	1			1
教育部門	男性職員				
	女性職員	2 1	1	1	
警察部門	男性職員				
	女性職員				
合 計	男性職員				
	女性職員	3 1	1	1	1

ウ 育児休業等の状況

(ア) 育児休業等の取得状況（平成 30（2018）年度）

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成30年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員			
				(育児休業 対象者数)	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
一般部門	男性職員	16	1	102	16		
		1	1				
一般部門	女性職員	62	17	62	62		
		68	13				
教育部門	男性職員	6		232	4		
教育部門	女性職員	296	20	296	296	1	
		450	14				
警察部門	男性職員			26	26		
警察部門	女性職員	26	19	26	26		
		56	9				
合 計	男性職員	22	1	334	20		
		1	1				
合 計	女性職員	384	56	384	384	1	
		574	36				

- ※1 育児休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地公育休法」という。）第2条の規定に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで休業をすることができる制度。給与は、育児休業の期間中は支給されない。
- ※2 部分休業は、地公育休法第19条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、養育を理由に勤務しないことができる制度。給与は、勤務しない時間に応じて減額される。
- ※3 育児短時間勤務は、地公育休法第10条の規定に基づき、子が小学校就学の始期に達する日まで、一週間当たりの通常の勤務時間よりも短い勤務時間で勤務することができる制度。給与は、勤務時間に応じた支給割合で支給される。
- ※4 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者」の欄の上段は、平成30(2018)年度に新規に取得した職員の、下段にはそれぞれの期間が前年度から引き続いている職員の数

(イ) 育児休業の承認期間の状況（平成 30（2018）年度の新規取得者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	男性職員	16	15	1			
	女性職員	62	2	24	14	13	3
教育部門	男性職員	6	3	3			
	女性職員	296	3	39	58	62	51
警察部門	男性職員						
	女性職員	26	1	4	3	6	2
合 計	男性職員	22	18	4			
	女性職員	384	6	67	75	81	56

エ 大学院修学休業の状況

(ア) 大学院修学休業の取得状況（平成 30（2018）年度）

区 分		取得者数
教育部門	男性職員	-----
	女性職員	----- 1

※ 大学院修学休業は、教育公務員特例法（昭和 24 年 1 月 12 日法律第 1 号）第 26 条の規定に基づき、3 年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に在学してその課程を履修するために休業をすることができる制度。給与は、大学院修学休業の期間中は支給されない。

※ 上段は平成 30（2018）年度に新規に取得した職員の数、下段は前年度から引き続いている職員の数

(イ) 大学院修学休業の承認期間の状況（平成 30（2018）年度の新規取得者）

区 分		大学院修学 休業 取得者数	承認期間		
			1 年	2 年	3 年
教育部門	男性職員	-----	-----	-----	-----
	女性職員	----- 1	----- 1	-----	-----

## (5) 職員の分限及び懲戒の状況

## ア 分限処分件数（平成 30（2018）年度）

区 分		降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
心身の故障の場合	一般部門			90		90
	教育部門		1	277		278
	警察部門			26		26
	小 計		1	393		394
職に必要な適格性を欠く場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
刑事事件に関し起訴された場合	一般部門					
	教育部門			1		1
	警察部門					
	小 計			1		1
災害により生死不明になった等 条例で定める事由による場合	一般部門					
	教育部門					
	警察部門					
	小 計					
合 計	一般部門			90		90
	教育部門		1	278		279
	警察部門			26		26
	小 計		1	394		395

※1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、職員の意に反して降任、免職、休職又は降格の処分をすること。

※2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、重複して計上している。

イ 懲戒処分者数（平成 30（2018）年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職
給与・任用に関する不正	一般部門				
	教育部門				
	警察部門				
	小 計				
一般服務違反関係	一般部門		1		
	教育部門	1	2	1	
	警察部門				
	小 計	1	3	1	
一般非行関係	一般部門				
	教育部門			1	4
	警察部門	1	2	1	
	小 計	1	2	2	4
収賄等関係	一般部門				
	教育部門				1
	警察部門				
	小 計				1
道路交通法違反	一般部門				
	教育部門			3	
	警察部門				
	小 計			3	
管理監督責任	一般部門				
	教育部門	1	1		
	警察部門				
	小 計	1	1		
合 計	一般部門		1		
	教育部門	2	3	5	5
	警察部門	1	2	1	
	小 計	3	6	6	5

※ 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすること。

(6) 職員のサービスの状況

ア 年次休暇の取得状況

区 分	平均取得日数		
	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般部門	11.7	11.9	12.4
教育部門	12.1	12.3	13.0
警察部門	12.7	13.2	14.1

※ 教育部門の対象から小中学校の職員は除く。

イ 介護休暇の状況

(ア) 介護休暇の取得状況 (平成 30 (2018) 年度)

区 分	介護休暇 取得者数	要 介 護 者 数 ( 職 員 と の 続 柄 別 )				
		配偶者	父 母	子	配偶者の父母	その他
一般部門	男性職員					
	女性職員					
教育部門	男性職員	2	1		1	
	女性職員	15	5	7	2	1
警察部門	男性職員	1	1			
	女性職員					
合 計	男性職員	3	2		1	
	女性職員	15	5	7	2	1

(イ) 介護休暇の承認期間の状況 (平成 30 (2018) 年度)

区 分	介護休暇 取得者数	介 護 休 暇 の 期 間					
		1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
一般部門	男性職員						
	女性職員						
教育部門	男性職員	2			1		1
	女性職員	15	2	2	3	1	6
警察部門	男性職員	1		1			
	女性職員						
合 計	男性職員	3		1	1		1
	女性職員	15	2	2	3	1	6

(7) 職員の退職管理の状況（令和元（2019）年6月30日現在）

区分	概要										
一般職員	<p>ア 再就職者による依頼等の規制            地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第38条の2第8項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成28(2016)年4月1日施行)、離職前5年間より前に、本庁等で給料の特別調整額に係る区分が1種から3種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。</p> <p>イ 再就職情報の届出            地方公務員法第38条の6第2項の規定等に基づき、給料の特別調整額に係る区分が4種以上の職に就いていた元職員について、離職後2年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。</p> <p>令和元(2019)年度における届出の受理状況は次のとおり。            ・再就職情報の届出対象となる者のうち令和元(2019)年6月30日までに再就職情報の届出のあった者 45名            (内訳)</p> <table border="1" data-bbox="384 824 1426 976"> <thead> <tr> <th>再就職先</th> <th>地方三公社</th> <th>非営利法人</th> <th>営利法人</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出者数</td> <td>名</td> <td>32名</td> <td>11名</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。</p>	再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他	届出者数	名	32名	11名	2名
再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他							
届出者数	名	32名	11名	2名							
教育職員	<p>ア 再就職者による依頼等の規制            地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第38条の2第8項の規定に基づき、職員の退職管理に関する条例を制定し(平成28(2016)年4月1日施行)、離職前5年間より前に、本庁で給料の特別調整額に係る区分が1種から3種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。</p> <p>イ 再就職情報の届出            地方公務員法第38条の6第2項の規定等に基づき、県立学校の校長の職に就いていた元職員について、離職後2年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。</p> <p>令和元(2019)年度における届出の受理状況は次のとおり。            ・再就職情報の届出対象となる者のうち令和元(2019)年6月30日までに再就職情報の届出のあった者 1名            (内訳)</p> <table border="1" data-bbox="384 1648 1426 1800"> <thead> <tr> <th>再就職先</th> <th>地方三公社</th> <th>非営利法人</th> <th>営利法人</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出者数</td> <td>名</td> <td>名</td> <td>1名</td> <td>名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。</p>	再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他	届出者数	名	名	1名	名
再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他							
届出者数	名	名	1名	名							
警察職員	<p>ア 再就職者による依頼等の規制            地方公務員法上の規制に加え、地方公務員法第38条の2第8項の規定に基づき、職員の退</p>										

	<p>職管理に関する条例を制定し(平成 28 (2016) 年 4 月 1 日施行)、離職前 5 年間より前に、本庁で給料の特別調整額に係る区分が 1 種から 3 種までの職に就いていた場合には、その職に就いていた期間の職務に関しても、現職職員に対して依頼等の規制を行っている。</p> <p>イ 再就職情報の届出</p> <p>地方公務員法第 38 条の 6 第 2 項の規定等に基づき、給料の特別調整額に係る区分が 4 種以上の職に就いていた元職員について、離職後 2 年間、営利企業や団体等に再就職した場合、当該再就職に係る届出をさせている。</p> <p>令和元(2019)年度における届出の受理状況は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職情報の届出対象となる者のうち令和元(2019)年 6 月 30 日までに再就職情報の届出のあった者 11 名</li> </ul> <p>(内訳)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>再就職先</th> <th>地方三公社</th> <th>非営利法人</th> <th>営利法人</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出者数</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">5 名</td> <td style="text-align: center;">6 名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原則として、地方公共団体の再任用職員や非常勤職員等になった場合や、個人事業主(自営業)になった場合については、届出は不要としている。</p>	再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他	届出者数	名	5 名	6 名	名
再就職先	地方三公社	非営利法人	営利法人	その他							
届出者数	名	5 名	6 名	名							

(8) 職員の研修及び人事評価の状況

ア 職員研修の状況(平成 30(2018)年度)

区 分	概 要	受講者数
一般職員	<p>職場に人材育成の風土を醸成し、多様化・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応するため、職員の能力を向上させるとともに、職員が主体的にその能力を高めようとする意欲の増進を図るため、職員研修を実施している。</p> <p>【主なポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 昇任前に、目指す階層の能力を開発する「能力開発研修」を実施している。</li> <li>② 能力開発研修における「選択研修」は、職員と所属長の話し合いによって、個人と職場のニーズとの整合性を考慮して選定している。</li> <li>③ 人事評価に携わる職員のスキル向上等のため所属長等を対象とした評価者研修や、女性職員の活躍推進を図るため女性職員能力開発研修を、重点研修として実施している。</li> <li>④ 高度で専門的な知識を有する民間研修機関に、研修の実施について委託している。</li> </ol>	延 2,705 人
教育職員	<p>教員の資質能力の向上を図り、更にリーダーシップを持った視野の広い教員を育成するため、様々な教員研修を実施している。</p> <p>【主なポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 総合教育センターにおいて、初任者研修や 10 年目研修等の基本研修や、教員としての専門性を高めるための専門研修を実施している。</li> <li>② 集団の中での人間関係づくりや、組織の中でのリーダーシップや経営能力の育成を目的とした社会体験研修を実施している。</li> <li>③ 大学や研究機関等に留学することで、教員として必要な知識や技術を習得させ、その資質の向上と指導力の充実かん養を図ることを目的に内地留学や大学院派遣を実施している。</li> </ol>	延 22,413 人



警察職員	<p>警察職員には、適正・妥当な職務を執行するため、円満な良識と確かな判断能力、実務能力が必要とされる。そのため、誇りと使命感に裏打ちされた高い倫理観と職務執行能力を兼ね備えた警察職員を育成するため、教養・訓練の充実強化を図っている。</p> <p><b>【主なポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 採用時教養においては、新たに採用された警察職員に対し、職責を自覚させ、使命感を培うとともに、基礎的な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</li> <li>② 昇任時教養においては、上位の階級又は職に昇任した警察職員に対し、それぞれの階級又は職に必要な知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</li> <li>③ 専門的教養においては、特定の業務分野に関する高度な専門的知識及び技能を修得するための教養・訓練を実施している。</li> </ul>	延 1,565 人
------	--	-----------

イ 人事評価の状況（平成 31（2019）年 4 月 1 日現在）

区 分	概 要
一般職員	<p>職員の能力や意欲を高めて組織の活性化を図るために、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価する「人事評価システム」を平成 24（2012）年 10 月 1 日から実施している。（平成 17（2005）年度から試行）</p> <p><b>【主なポイント】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 「能力・姿勢」及び「業績」を評価対象としている。</li> <li>② 評価の透明性を図るため、「評価基準を職員に公開」とともに、「希望者に対して評価結果を開示」している。</li> <li>③ 評価の公正性・客観性を高めるため、「複数評価」や「意見聴取者の設置」等の仕組みを実施している。</li> <li>④ 評価の納得性・説得性を高めるため、「自己評価」や所属長面談等による「評価結果のフィードバック」を実施している。</li> <li>⑤ 人事評価システムの公平性、透明性、信頼性を高め、職員の疑問や不満等の解消を図るため、「苦情相談制度」を整備している。</li> <li>⑥ 評価結果を「職員の昇任、給与（昇給・勤勉手当）へ反映」させている。</li> </ul>
教育職員	<p>教職員評価制度は、「栃木県立学校教職員の評価の実施に関する規則」（平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号）及び「栃木県市町村立学校教職員の評価の実施に関する規則」（平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 3 号）に基づき、平成 21 年度から本格実施され、昨年度までに 10 年が経過した。</p> <p>今年度は、これまでの制度を改正し、新たな教職員評価制度を導入した。具体的には平成 29（2017）年度から評価結果を勤勉手当に反映していたところ、新制度においては評価結果を昇給にも反映することとした。また、「教員の評価に関する調査研究会議」については、今後も実施することとし、新制度における課題やその対応について検討を行っている。</p> <p><b>【本県の教職員評価制度の基本コンセプト】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①教職員一人一人の資質・能力や勤務意欲の向上に役立つシステム</li> <li>②評価の公平・公正性、客観性が確保されたシステム</li> <li>③評価の結果を人事、給与、表彰、研修等に適正に反映できるシステム</li> </ul>

警察職員	<p>地方公務員法の改正に伴い、栃木県警察人事評価実施規程（平成 28 年栃木県警察本部訓令乙第 15 号）を定め、平成 28（2016）年 12 月 1 日に従前の「勤務評定制度」から「人事評価制度」に移行した。</p> <p>【主なポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた実績を把握し、通年の「能力評価」、半期ごとの「業績評価」、能力評価と業績評価を包括する「総合評価」を実施する。</li><li>② 評価の透明性を図るため、「評価項目・基準」を被評価者に明示する。</li><li>③ 低評価者には評価結果を通知し、必要な指導及び助言を行う。また、評価結果に関して意見がある場合には申し出ることが出来る。</li><li>④ 人事評価結果を「職員の昇任・給与・任用」等へ反映させる。</li></ul>
------	--

(9) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 福利厚生計画の状況（平成 30（2018）年度）

栃木県では、地方公務員法の規定に基づき、一般職員、教育職員及び警察職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に推進するため、県及び共済組合が福利厚生事業を実施している。

下の表は福利厚生事業の体系ごとの実績額を表したものである。実績額には、県で直接行っている福利厚生事業、共済組合で行っている健康管理事業及び厚生事業の費用を含んでいる。

（単位：千円）

区分	体 系	施 策 項 目	事 業 項 目	実績額
一 般 部 門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ ガイドブックの配布 ・ 図書貸出等による啓発	799
		2 研修の実施	・ ライフプランセミナーの開催	
		3 相談体制の充実	・ 年金相談 ・ 退職予定者説明会の開催	
	2 健康づくり（健康保持増進）の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・ 安全衛生委員会の運営 ・ 産業医の配置等 ・ 喫煙対策の推進	166,035
		2 健康診断	・ 各種健康診断の実施	
		3 健康相談等の充実	・ 各種健康相談等 ・ メンタルヘルス対策の充実	
		4 健康教育の充実	・ 健康教室等の実施 ・ 生活習慣改善指導事業の実施 ・ 健康情報等の提供	
	3 元気回復事業の促進	1 スポーツ・レクリエーションの実施	・ スポーツ関連施策の実施 ・ レクリエーション関連施策の実施 ・ 福利厚生協議会嘱託員等の設置	12,412
		2 文化教養事業の実施	・ 芸術鑑賞、各種教室の開催	
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・ 職員会館の利用助成 ・ 職員会館等の管理運営 ・ 職員住宅の管理運営 ・ 職員駐車場の管理運営	36,606
		2 厚生施策の充実	・ 財産形成貯蓄制度の活用促進	
		3 新たな厚生制度の調査研究		
	合 計			

(単位:千円)

区分	体 系	施 策 項 目	事 業 項 目	実績額	
教育部門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ ガイドブックの配布	267	
		2 研修の実施	・ ライフプランセミナーの開催		
		3 相談体制の充実	・ 年金相談 ・ 退職予定者説明会の開催		
	2 健康づくり(健康保持増進)の支援	1 安全衛生管理体制の充実	・ 安全衛生委員会の運営 ・ 産業医の配置、衛生管理者の確保等	360,517	
		2 健康診断の実施	・ 各種健康診断の実施		
		3 健康相談等の充実	・ 各種健康相談等の実施 ・ メンタルヘルス対策の充実		
		4 健康づくり活動の支援	・ 健康教室等の開催 ・ 健康ポイント事業の実施 ・ 生活習慣改善指導事業の実施		
	3 元気回復事業の促進	1 レクリエーション等の充実	・ リフレッシュ利用助成事業等の実施	17,676	
	4 職場の厚生施設、施策の充実	1 厚生施設の充実	・ 保養施設等の利用助成	6,672	
		2 厚生施策の充実	・ 財産形成貯蓄制度の活用促進 ・ 育児支援事業の実施 ・ 医薬品配布事業の実施		
	合 計				385,132
	警察部門	1 生涯生活設計に関する支援	1 生涯生活設計の啓発	・ ガイドブックの配布	781
2 研修の実施			・ ライフプランセミナーの開催		
3 相談体制の充実			・ 生活・財務・保険相談 ・ 退職予定者説明会の開催		
2 健康づくり(健康保持増進)の支援		1 安全衛生管理体制の充実	・ 健康管理委員会の運営 ・ 健康管理医の配置、衛生管理者の確保等	114,241	
		2 健康診断及び診療の充実	・ 各種健康診断の充実 ・ 診療業務の充実		
		3 健康相談等の充実	・ 各種健康相談、保健指導の充実 ・ メンタルヘルス対策の充実		
		4 健康教育の充実	・ 健康教室等の実施 ・ 生活習慣改善指導事業の実施 ・ 健康情報等の提供		
3 元気回復事業の促進		1 文化教養事業の実施	・ 職員と家族の文化祭の実施		
4 職場の厚生施設、施策の充実		1 厚生施設の充実	・ 共済施設の管理運営 ・ 職員住宅の管理運営	8,324	
		2 厚生施策の充実	・ 各種給付事業の実施 ・ 各種貸付制度の充実 ・ 財産形成貯蓄制度の活用促進		
		3 新たな厚生制度の調査研究			
合 計				123,346	

イ 公務災害・通勤災害認定件数（平成 30（2018）年度）

区 分	認 定 件 数		
	公務災害	通勤災害	合 計
一般部門	18	2	20
教育部門	73	3	76
警察部門	60		60
合 計	151	5	156

2 人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験実施状況（平成30（2018）年度）

（ ）内の数字は女性のうち数

試験区分	職 種	申込者数 (人)		受験者数 (人)		第 1 次 合格者数 (人)		第 2 次 受験者数 (人)		最 終 合格者数 (人)		競争率 (倍)
大 学 卒 業 程 度	行 政	(202)	560	(152)	432	(63)	196	(58)	170	(40)	83	5.2
	薬剤師	(8)	15	(7)	12	(1)	5	(1)	5	(1)	2	6.0
	化 学	(13)	43	(8)	28	(3)	15	(3)	13	(1)	5	5.6
	農 業	(17)	44	(13)	36	(12)	30	(11)	28	(6)	11	3.3
	畜 産	(9)	9	(8)	8	(8)	8	(7)	7	(3)	3	2.7
	林 業	(9)	35	(5)	26	(3)	16	(3)	15	(2)	7	3.7
	総合土木	(6)	58	(5)	49	(4)	32	(4)	31	(3)	22	2.2
	建 築	(4)	14	(2)	11	(2)	8	(1)	6	(1)	4	2.8
	電 気	(1)	20	(1)	13	(0)	8	(0)	5	(0)	2	6.5
	心 理	(5)	15	(2)	8	(2)	4	(2)	4	(2)	3	2.7
	水 産	(2)	10	(2)	9	(1)	5	(1)	5	(0)	1	9.0
	警察行政	(38)	58	(29)	39	(12)	19	(9)	16	(6)	8	4.9
	小 計	(314)	881	(234)	671	(111)	346	(100)	305	(65)	151	4.4
	小中学校事務	(122)	237	(80)	164	(25)	65	(21)	55	(9)	20	8.2
合 計	(436)	1,118	(314)	835	(136)	411	(121)	360	(74)	171	4.9	
高 校 卒 業 程 度	行 政	(30)	54	(27)	50	(7)	15	(6)	11	(4)	5	10.0
	総合土木	(2)	17	(2)	17	(1)	11	(1)	10	(1)	6	2.8
	警察行政	(33)	56	(32)	52	(10)	17	(8)	14	(6)	10	5.2
	小 計	(65)	127	(61)	119	(18)	43	(15)	35	(11)	21	5.7
	小中学校事務	(17)	34	(16)	30	(7)	12	(7)	12	(3)	4	7.5
合 計	(82)	161	(77)	149	(25)	55	(22)	47	(14)	25	6.0	
免 資 格 職	保健師	(32)	33	(27)	28	(8)	9	(8)	9	(4)	4	7.0
	栄養士（小中学校）	(44)	49	(37)	40	(16)	18	(15)	16	(6)	6	6.7
	合 計	(76)	82	(64)	68	(24)	27	(23)	25	(10)	10	6.8
社 会 人 対 象	行 政	(70)	251	(52)	195	(7)	40	(6)	38	(3)	7	27.9
	総合土木	(2)	11	(2)	8	(1)	1	(0)	0	—	—	—
	合 計	(72)	262	(54)	203	(8)	41	(6)	38	(3)	7	29.0

( )内の数字は女性のうち数

試験 区分	申込者数 (人)		受験者数 (人)		第 1 次 合格者数 (人)		第 2 次 受験者数 (人)		最 終 合格者数 (人)		競争率 (倍)
大卒者 (男性) (第 1 回)		449		243		208		184		65	3.7
大卒者 (女性) (第 1 回)	(105)	105	(49)	49	(37)	37	(31)	31	(9)	9	5.4
大卒者 (男性) (第 2 回)		173		62		25		24		5	12.4
小 計	(105)	727	(49)	354	(37)	270	(31)	239	(9)	79	4.5
高卒者等 (男性) (第 1 回) (10月採用)		346		130		50		40		9	14.4
高卒者等 (男性) (第 2 回)		386		155		131		115		39	4.0
高卒者等 (女性) (第 2 回)	(136)	136	(60)	60	(35)	35	(33)	33	(8)	8	7.5
小 計	(136)	868	(60)	345	(35)	216	(33)	188	(8)	56	6.2
特別区分 (柔道)	(1)	3	(0)	2	(0)	2	(0)	2	(0)	0	—
特別区分 (剣道)	(1)	4	(0)	3	(0)	2	(0)	2	(0)	1	3.0
特別区分 (国際捜査官)	(0)	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別区分 (サイバー 犯罪捜査官) 5月	(0)	5	(0)	3	(0)	3	(0)	3	(0)	1	3.0
特別区分 (サイバー 犯罪捜査官) 9月	(0)	1	(0)	1	(0)	0	—	—	—	—	—
小 計	(2)	13	(0)	9	(0)	7	(0)	7	(0)	2	4.5
合 計	(243)	1,608	(109)	708	(72)	493	(64)	434	(17)	137	5.2

イ 選考考查実施状況（平成30（2018）年度）

（ア）試験による選考

（ ）内の数字は女性のうち数

職 種	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第 1 次 合格者数 (人)	第 2 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人)	競争率 (倍)
精 神 保 健 福 祉 士	(6) 6	(4) 4	(2) 2	(2) 2	(1) 1	4.0
職 業 訓 練 指 導 員 ( 電 気 系 )	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 1	(0) 1	1.0
獣 医 師	(5) 9	(3) 5	(3) 5	(3) 5	(3) 3	1.7
犯 罪 鑑 識 技 術 者 ( 法 医 )	(13) 17	(9) 10	(4) 5	(4) 5	(2) 2	5.0
犯 罪 鑑 識 技 術 者 ( 心 理 )	(15) 21	(7) 11	(4) 5	(4) 4	(0) 0	—
歯 科 衛 生 士	(4) 4	(4) 4	(3) 3	(3) 3	(2) 2	2.0
警 察 情 報 処 理 技 術 者	(0) 4	(0) 3	(0) 2	(0) 2	(0) 2	1.5
身 体 障 害 者 対 象	行 政	(3) 11	(2) 8	(1) 6	(1) 4	2.0
	警 察 行 政	(1) 3	(0) 2	(0) 2	(0) 0	—
	小 中 学 校 事 務	(1) 4	(0) 2	(0) 2	(0) 1	2.0
※ 合 計	(47) 75	(29) 47	(17) 30	(17) 29	(9) 16	2.9

※ 身体障害者を対象とした採用選考においては、2職種まで重複して受験することができるため、職種別の数値の合計と合計欄が一致しない箇所がある。

（イ）その他の選考（人事交流等）

(30(2018).4.1~31(2019).3.31)

職種又は職名	選考合格者数 (人)	職種又は職名	選考合格者数 (人)
部長相当	2	警 視	3
課長相当	14	警 部	9
課長補佐相当	18	警 部 補	9
係長相当	37	医 師	19
主 任	3	合 計	117
技 師	3		



(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、平成30(2018)年10月11日、県議会及び知事に対し、次のような内容の報告及び勧告を行った。

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成30(2018)年10月11日  
栃木県人事委員会

《ポイント》

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- 1 月例給については、民間給与との較差（0.21%）を埋めるため、給料表の水準を引き上げるとともに、地域手当の支給割合を引上げ
- 2 特別給（ボーナス）を引き上げ（0.05月分）、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

1 給与勧告制度の基本的な考え方

- ・ 給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤であると考え。
- ・ 本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本とし、国及び他の地方公共団体の職員の給与や社会経済情勢全般の動向等を踏まえて勧告を行っている。

2 職員の給与

(1) 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内881民間事業所から185事業所を無作為に抽出し、そのうち157事業所（完了率84.9%）、約7千人の個人別給与等の調査を実施した。

ア 月例給

本年4月分給与について職員給与と民間給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を787円（0.21%）下回っていた。

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①-②
373,701円	372,914円	787円（0.21%）

イ 特別給（ボーナス）

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数とを比較した結果、職員の支給月数（4.40月）は民間の支給割合（4.44月）を0.04月分下回った。

(2) 本年の給与の改定

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、職員採用試験（大卒程度）に係る初任給を1,400円、職員採用試験（高卒程度）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し改定

ウ 地域手当

栃木県を支給地域とする地域手当について、支給割合を引上げ（3.45%→3.5%）

エ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告に準じて所要の改定

オ 特別給（ボーナス）

民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.40月分→4.50月分）

【一般の職員の場合の支給月数】

区 分	6 月期	12月期
30(2018)年度 期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）
勤勉手当	0.90 月（支給済み）	0.95 月（現行0.90月）
31(2019)年度 期末手当	1.30 月	1.30 月
以降 勤勉手当	0.925月	0.925月

(3) 改定の実施時期

平成30(2018)年4月1日

(4) その他

夜間業務手当について、本年の国の夜間看護等手当の改正内容を踏まえ、所要の措置を講ずる必要がある。

【参考】行政職員の平均給与（平均年齢43.6歳、平均経験年数21.7年）

改定額	改定率	勧告前		勧告後		年 間 給 与 額 の 差
		月 額	年間給与	月 額	年間給与	
760円	0.20%	372,914円	6,206,449円	373,674円	6,238,573円	32,124円

3 公務運営に関する課題

(1) 公務員倫理の徹底

任命権者においては、不祥事の再発防止に努めるとともに、研修等の機会を通じて職員の服務規律の遵守について一層の徹底を図ることが重要である。また、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚と高い倫理観を持って行動する必要がある。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

社会全体で働き方改革が求められており、公務においても働き方改革の推進等により良好な勤務環境を整備することが重要である。また、臨時・非常勤職員について会計年度任用職員制度が創設されたことから、任命権者においては、平成32(2020)年4月からの施行に向けて、条例等の整備を進めていく必要がある。

ア 総実勤務時間の短縮

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の成立や人事院の措置等を踏まえ、任命権者は、労働法制における時間外労働の上限規制の対象とならない職員についても、時間外勤務の縮減を図る必要がある。

任命権者及び管理監督者は、今後とも、職員の勤務実態を把握し、時間外勤務の事前命令の徹底、適正な業務配分や業務の合理化・効率化等を推進するなど、総実勤務時間の短縮に向け、実効性のある取組を続けていく必要がある。

とりわけ、教職員においては、学校が抱える課題の複雑化・多様化により学校に求められる役割が拡大し、長時間勤務の是正が全国的にも懸案となっていることから、任命権者においては、教職員の負担軽減と時間外勤務縮減のための取組を着実に実施していく必要がある。

イ 仕事と家庭生活の両立支援

育児については、男性職員の育児休業等の取得率が「栃木県庁子育て応援行動計画」の目標値に達していない状況にあり、任命権者は、職員本人を始め、職場の上司や同僚の意識改革を促し、職場全体で支援できる環境づくりに取り組んでいく必要がある。

また、介護については、高齢化の進展により職員の介護ニーズの増大が見込まれることから、任命権者は引き続き各種支援制度の周知に取り組んでいく必要がある。

ウ メンタルヘルス対策

管理監督者及び職員は、メンタルヘルスについての理解を深めるとともに、ストレスチェック制度を十分に活用し、心の不調の予防や職場環境の改善に努め、適切に対応することが重要である。

## エ ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員の心身の健康に支障を及ぼすおそれがあることから、任命権者においては、引き続き研修等の実施により職員への周知・啓発を図り、相談窓口についても周知するなど、良好な職場環境づくりに努めていく必要がある。

## (3) 人材の育成・活用

### ア 能力・実績に基づく人事管理の推進

知事部局等においては、平成28(2016)年4月の改正地方公務員法の施行を受け、人事評価結果の活用対象が、勤勉手当について同年12月から、昇給について本年4月から全職員に拡大されたところである。

また、教職員については、昨年6月から全教職員を対象に評価結果が勤勉手当に反映され、現在、昇給への反映準備として新教職員評価制度の検討が進められている。

今後とも、任命権者は、公平性、客観性、納得性の高い人事評価が公正に行われるように努め、能力・実績に基づく人事管理の徹底を図り、人材育成の推進と効果的かつ効率的な行政運営の向上に努めていく必要がある。

### イ 女性職員の職域拡大・登用の推進

任命権者は、「栃木県庁女性活躍推進行動計画」の着実な取組により、女性の働きやすい職場環境の整備とともに、意欲と能力を兼ね備えた女性職員の積極的な職域拡大と登用を一層進めていく必要がある。

### ウ 多様で有為な人材確保への取組

多様で有為な人材の確保のため、本委員会は引き続き、任命権者等と連携を強化して募集活動の一層の充実を図るとともに、新たな受験者層を開拓し、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していくため、よりよい採用試験の在り方について、国や他の都道府県及び民間企業における採用選考活動の動向等に留意しながら検討を進めていく。

今般、障害者の雇用について、多くの省庁や本県教育委員会を含む地方公共団体において雇用率算定の不適切な運用があったことから、本県においては、その是正はもとより、改正障害者雇用促進法に基づく国の指針の適切な運用による働く場の環境づくりに努め、県全体で障害者の雇用の促進に取り組んでいく必要がある。

## (4) 定年の引上げ及び雇用と年金の接続

### ア 定年の引上げ

人事院は、政府からの検討要請を受け、本年8月に定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行った。

定年の引上げは、国家公務員と軌を一にしていく必要があることから、本県においても国や他の都道府県の動向に留意しながら、定年の引上げを円滑に実施できるよう検討していく必要がある。

### イ 雇用と年金の確実な接続のための取組

国家公務員の定年の引上げに係る国等の動向を注視し、定年引上げを円滑に進める観点から現行の再任用制度におけるフルタイムの再任用を活用するなど、今後も、定年退職者の雇用と年金の接続を確実に図っていく必要がある。

## (3) 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、地方公共団体の当局が適当な措置を執るよう措置の要求があった場合、同法第47条の規定に基づき、これを審査し、判定し、当委員会の権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告を行うものである。

平成29(2017)年度末における係属事案はなく、平成30(2018)年度に新たな措置要求はなかった。

## (4) 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法第49条から第51条までの規定に基づき、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員から審査請求があった場合、当委員会が必要な審査を行い、その結果に基づいて当該不利益処分を承認し、修正し、又は取り消し、及びこれに伴う必要な措置を行うことによって職員の身分保障を確保しようとする

ものであり、準司法的な手続きによる事後審査の制度である。

平成30(2018)年度における審査請求の審査の状況は、次の表のとおりである。

(受託市町等関係)

事 案 名	請 求 事 項	受理年月日等	審査の状況
平成30年(不) 第 1 号	分限降任処分及び懲戒 減給処分取消請求	H30.10.26 受理	審理中